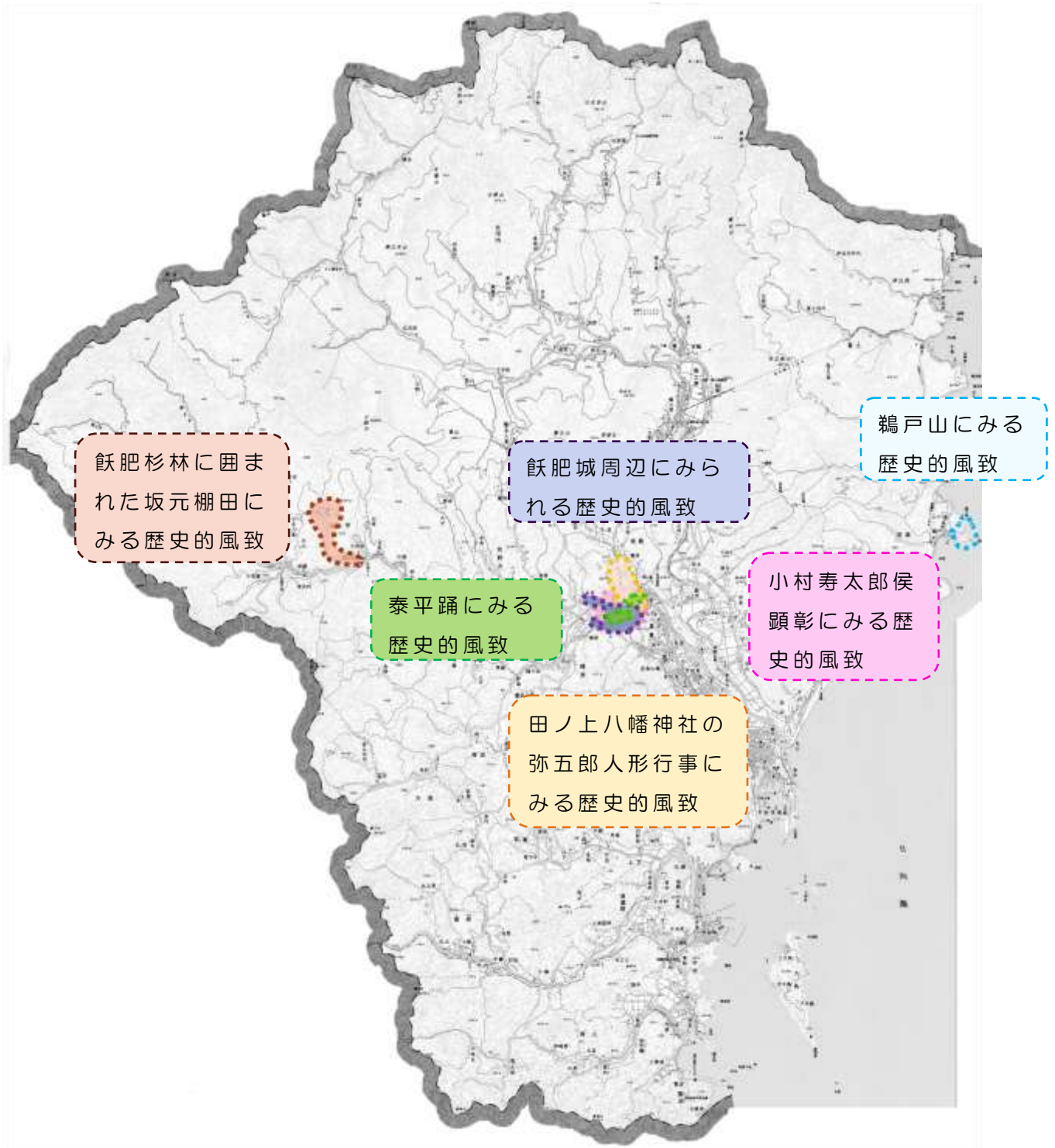


第4章 重点区域の位置及び区域

1 区域設定の考え方



歴史的風致の区域設定図

日南市の歴史的風致は、「飫肥城周辺にみられる歴史的風致」「泰平踊にみる歴史的風致」「田ノ上八幡神社の弥五郎人形行事にみる歴史的風致」「小村寿太郎侯顕彰にみる歴史的風致」「鶺鴒山にみる歴史的風致」「飫肥杉林に囲まれた坂元棚田にみる歴史的風致」から見ることができる。

これらの歴史的風致は、居住者の世代交代や少子高齢化などによってその維持が危ぶまれるものも少なくない。重要伝統的建造物群保存地区を除けば、飫肥城下町においても、歴史的建造物や構造物などが年々失われつつある。しかし、飫肥の町を日南の誇りとして、その歴史的風致の維持向上に努めようとする市民活動も同時に行われている。

本計画における重点区域は、日南市飫肥重要伝統的建造物群保存地区を中心とした飫肥城下町とその周辺で、飫肥城下町の地割りや武家屋敷とその石垣・門等とともに、明治時代以降の旧飯田医院などの洋館や旧高橋源次郎家などの商家等の建造物、泰平踊りなどの民俗芸能や田ノ上八幡神社の弥五郎人形行事が行われる場所、さらにそれらを取り巻く自然景観を含めた区域とする。

この区域には、数多くの文化遺産が存在し、歴史的建造物の保存修理や周辺環境の整備、歴史や伝統を反映した人々の活動が展開され、良好な歴史的風致を維持しており、今後も日南の歴史的風致の維持向上を図る必要があることから、歴史的風致の維持向上を図るための各種施策を重点的に展開していく。

なお、重点区域は、今後本計画を推進するうえで本市の歴史的風致の維持及び向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合は、随時見直すものとする。

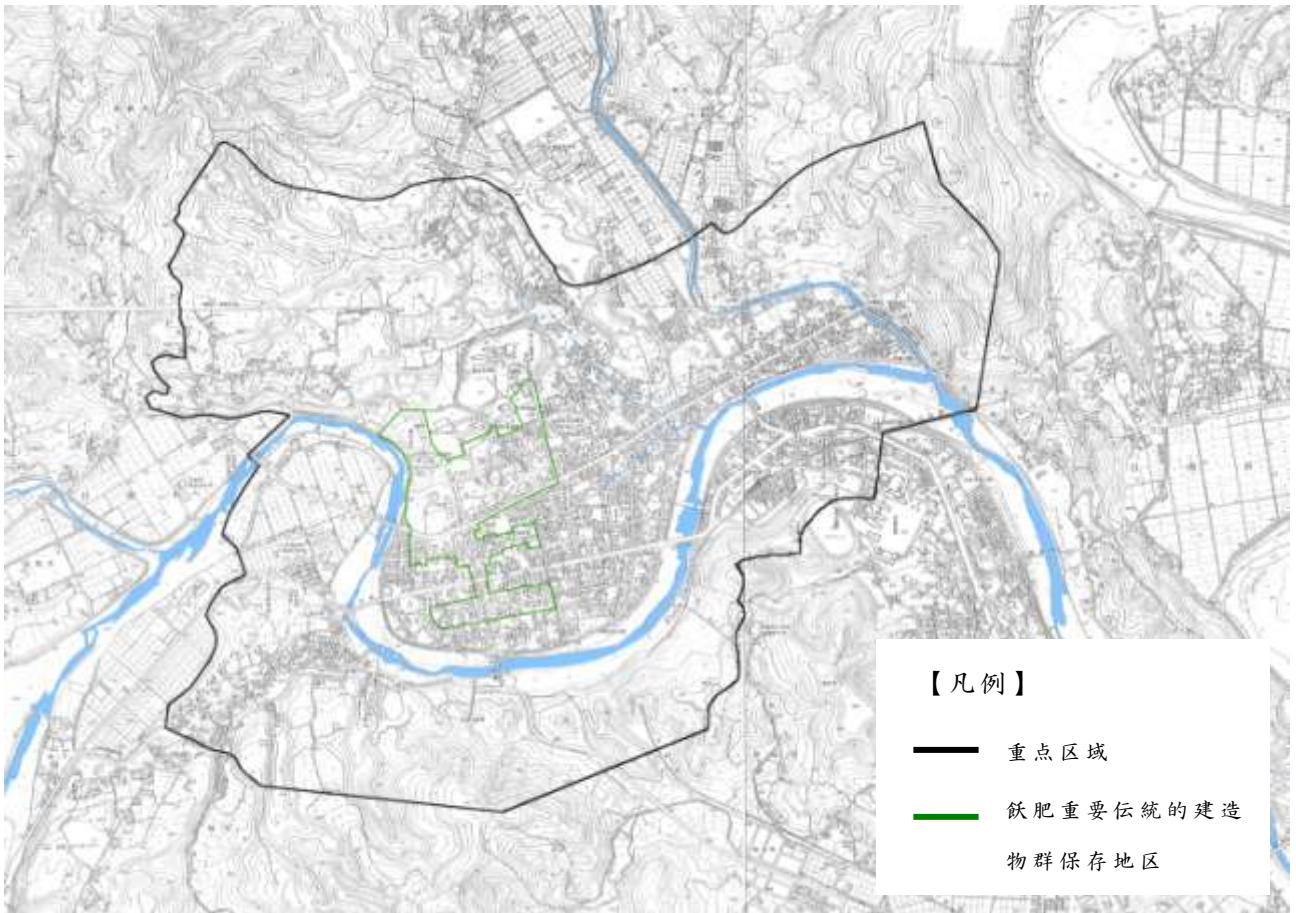
2 重点区域

重点区域の名称：日南市歴史的風致維持向上地区

面積：約 380 ㉫

【重点区域の位置】

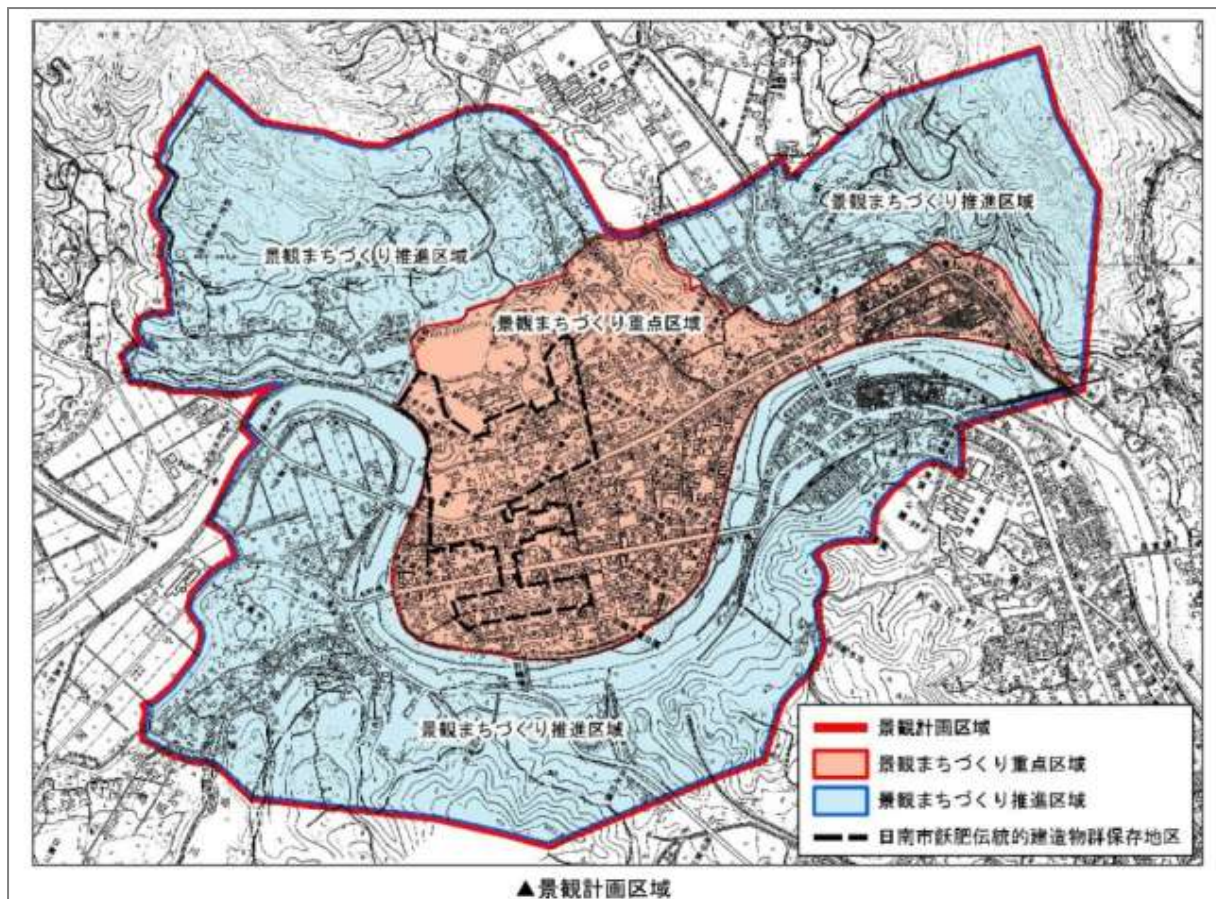




重点区域の範囲



承応年間(1652~1655)飢肥城下絵図



重点区域の設定については、日南市飢肥重要伝統的建造物群保存地区を核として承応年間に描かれた飢肥城下古図に描かれている城下町の範囲に加えて、城下から望見できる斜面緑地を含んだ山の稜線を結んだ範囲とする。飢肥杉林に代表される斜面緑地については、飢肥城下町の歴史的景観を維持する上で重要な要素であり、現在策定中の飢肥地区景観計画（仮称）においても本計画における重点区域が景観形成区域となる予定である。

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

本計画に基づき、歴史的町並みのランドマーク的な建造物を修理することにより、歴史的風致が向上していく。また、歴史的建造物が活用されることにより、町並みの交流人口が増加するとともに滞在時間も長くなり、経済活動も盛んとなって、周囲の建造物の活用気運が高まることが期待できる。さらには、建造物が活用されることで、空き家や空き店舗が減少して、人口減少に歯止めをかけることになる。

また、各事業により歴史的風致が向上することで、飢肥地区のブランド力、さらには日南市のブランド力が高まると考えられる。

さらに、当該地区の交流人口が増加することで、当該地区だけでなく周辺観光地の交流人口も増加し、歴史的風致や文化遺産を活用した市民の取り組みが活発となることが見込まれる。

4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 日南市歴史文化基本構想の実施

平成 22 年度に策定した、日南市歴史文化基本構想では、市内全域に 8 つの関連文化財群を設けている。その中で、本重点区域は、関連文化財群「飢肥城とその城下」に位置付けられている。関連文化財群「飢肥城とその城下」の保存管理計画での行政が行うべき施策として、以下の施策を挙げている。

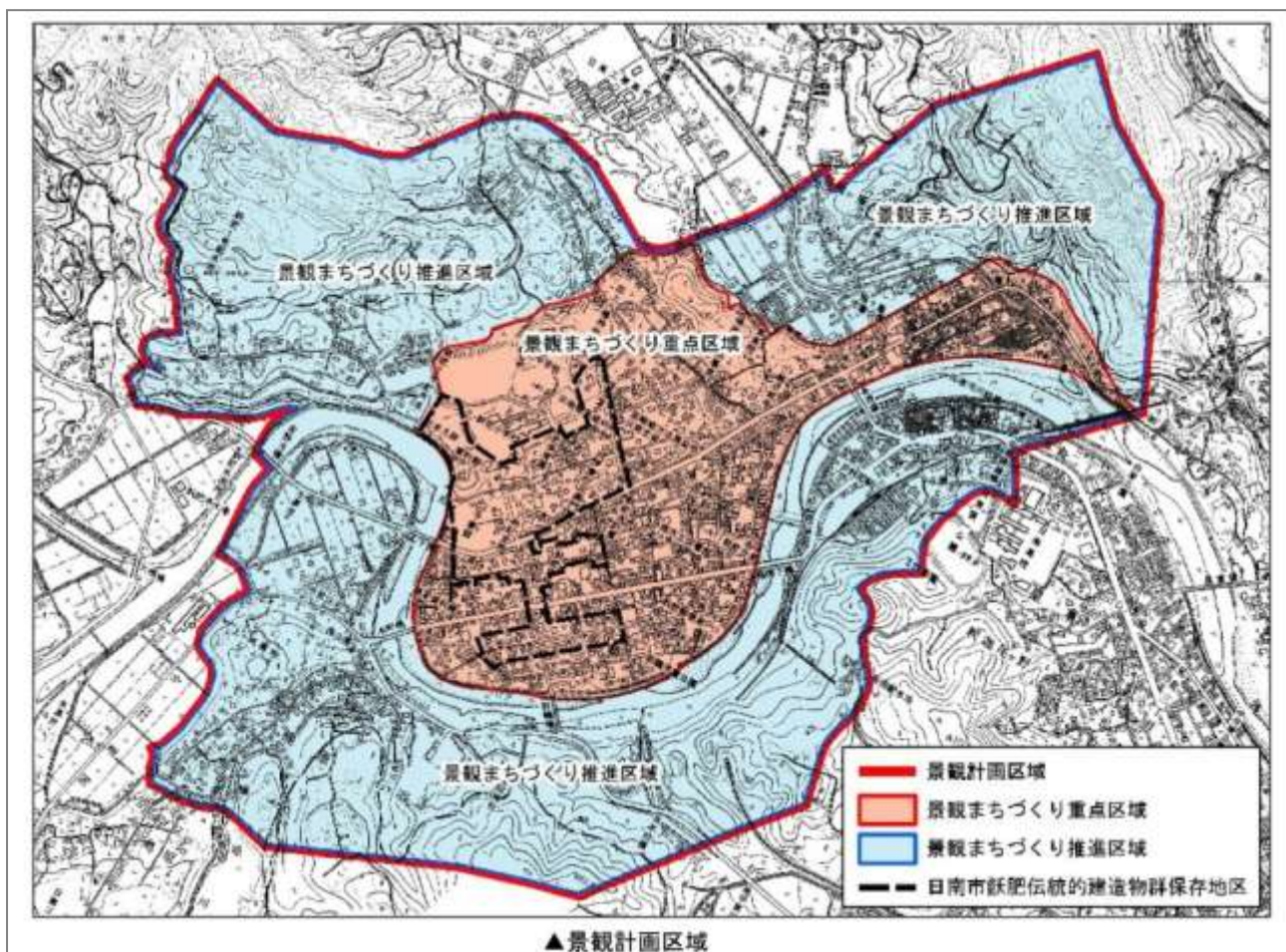
- ・ 景観計画の策定（日南市美しまちづくり条例に基づき、飢肥城とその城下の景観を保全するために、景観計画を策定）
- ・ 伝統的建造物群保存地区の範囲拡大（現況調査を実施して十文字地区全域に拡大）
- ・ 建築基準法の規制緩和に関する条例設置（保存地区の約半分は準防火地区、現況調査を行った上で、建築基準法の規制緩和に関する条例を設置）
- ・ 地区住民の高齢化対策（飢肥伝建地区の住民の高齢化率はすでに 40% を超えており、コミュニティの希薄化や崩壊が危惧される。世代交代が大きな課題である。）
- ・ 空き家活用
- ・ 伝統的建造物群保存地区保存事業の推進
- ・ 文化遺産サインの充実（飢肥城下町及びその周辺に統一デザインの設置）
- ・ 飢肥城下町庭園群の保存管理・国指定申請（早急な調査の実施とその結果に基づく指定申請、適切な管理）
- ・ 保存地区外の伝統的建造物の調査と活用
- ・ 聞き取り調査（飢肥地区の高齢者からの聞き取り調査）
- ・ まちあるきマップ作成（飢肥地区の歴史的資源を記載したマップの作成）
- ・ 伝統芸能の継承に対する支援

これらの施策については、順次実施し、本区域の歴史的風致の維持及び向上に努める。

(2) 飢肥地区景観計画（仮称）による景観の保護と景観形成

飢肥地区では、現在飢肥地区景観計画（仮称）の策定を進めている。本景観計画では、景観計画区域として景観まちづくり重点区域と景観まちづくり推進区域を設定し、区域内の景観形成基準に基づき、届出対象行為を設定する予定である。また、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を行うことも検討している。

景観形成基準では、景観まちづくり重点区域においては、建築物の高さを10mとして、色彩や形態・意匠等についても、飢肥の歴史的まちなみ景観にあった基準を設け、各種開発行為等も含めて、事前協議の上届出することを義務付ける予定である。景観まちづくり推進区域においては、建築物の高さを15mとして、色彩や形態・意匠等は景観まちづくり重点区域よりも緩い基準として届出を義務付ける予定である。



さらに、現在「油津地区景観計画」で実施している、景観形成推進事業補助金を飢肥地区でも設けることを検討している。これまで飢肥地区では、町並みの維持や向上に寄与する修理修景事業に対する補助金は、日南市飢肥重要伝統的建造物群保存地区内の建造物等に

対するものに限られていた。本制度で日南市飢肥重要伝統的建造物群保存地区以外の地域にも補助金を交付することにより、飢肥城下町全体の景観の保護及び向上を図ることができる。

(3) 日南市伝統的建造物群保存地区保存条例による保存と修理・修景

飢肥地区は、伊東家 5 万 1 千石の城下町として長い歴史に培われた優雅さと静けさを保ち、こけむした石垣が随所に見受けられ往時をしのばせる格調高い雰囲気をかもし出している。由緒のある建物として藩校や武家住宅等が残っており、飢肥石で積まれた石垣などが歴史的風致を形成している。

これら伝統的建造物、工作物及び自然物等を保存整備するため、特に必要と認められる物件を決定し、その保存整備計画をたてている。建築物については、主としてその外観を維持するための修理、修景を行い、工作物や自然物に関しては、現状保存に努めるよう破損個所の修景を行っている。また、説明板、案内板や公開のための管理施設及び防災施設を設けると共に助成措置を定め、住民の協力を得て伝統的建造物及びこれと一体をなす環境を保存している。

しかしながら、開発行為や少子高齢化に伴う空き家の増加に伴い石垣や生垣、さらには古い建物が壊され歴史的風致が失われようとしている。これらの課題を解決するためにも建築物や環境物件の特定など保存環境の充実に向け、保存計画の見直しを図らなければならない。

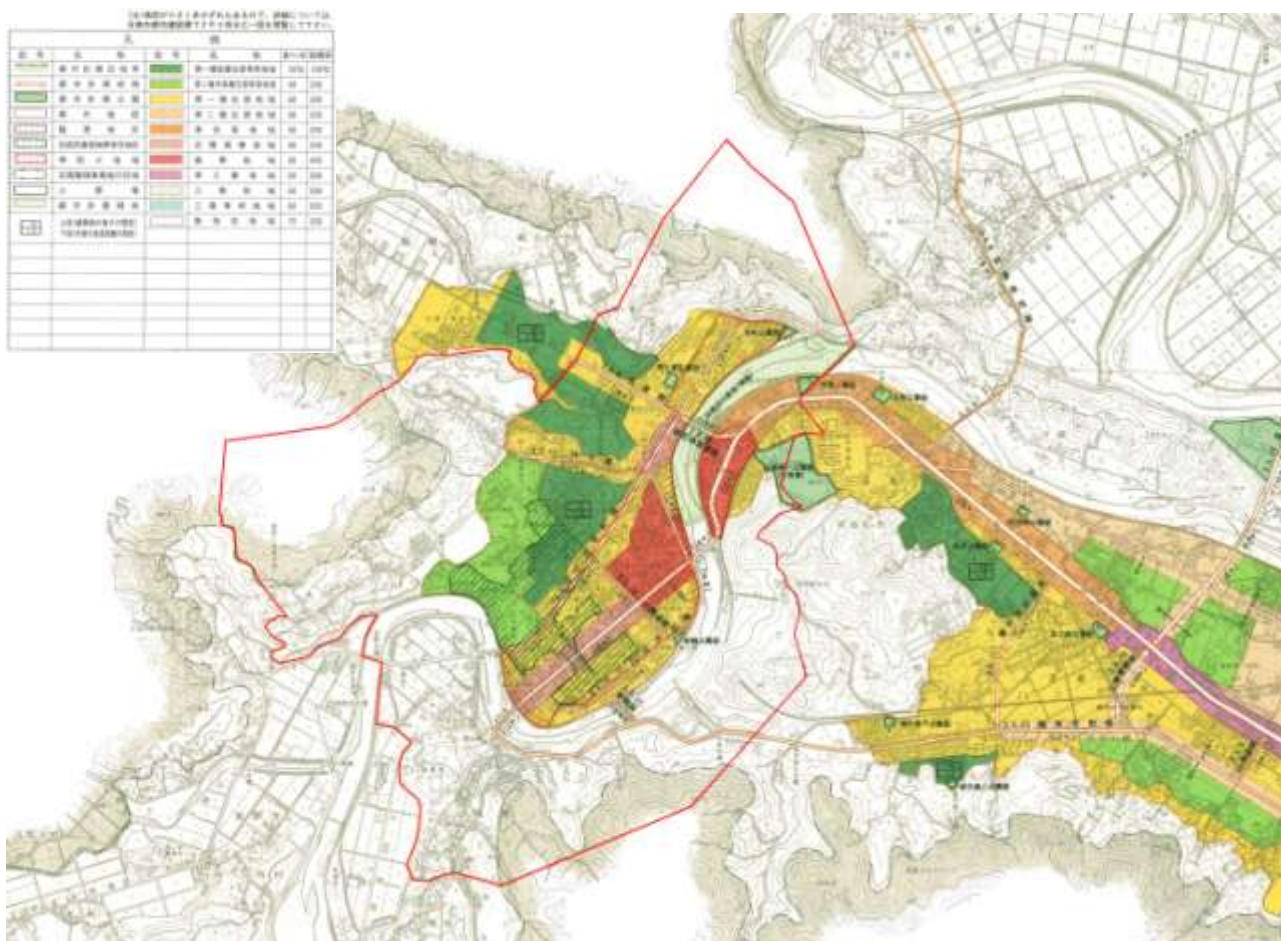
(4) 日南市都市計画の活用

日南市の都市計画は、「日南都市計画」と「南郷都市計画」の2つの都市計画区域が指定されている。

本計画の重点区域のほとんどは、「日南都市計画」の区域となっている。また、一部は用途地域となっている。用途地域については、本重点区域は飢肥城の城下町として政治的機能や、居住地、商業の中心地として発展してきており、その多くが、第一種住居地域、第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、商業地域及び近隣商業地域となっている。また、城下の南側は、準防火地域に指定されている。

重点区域内の都市計画

用途地域	第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、無指定地域、都市計画緑地、都市計画公園
防火地域・準防火地域	準防火地域 約 50 %

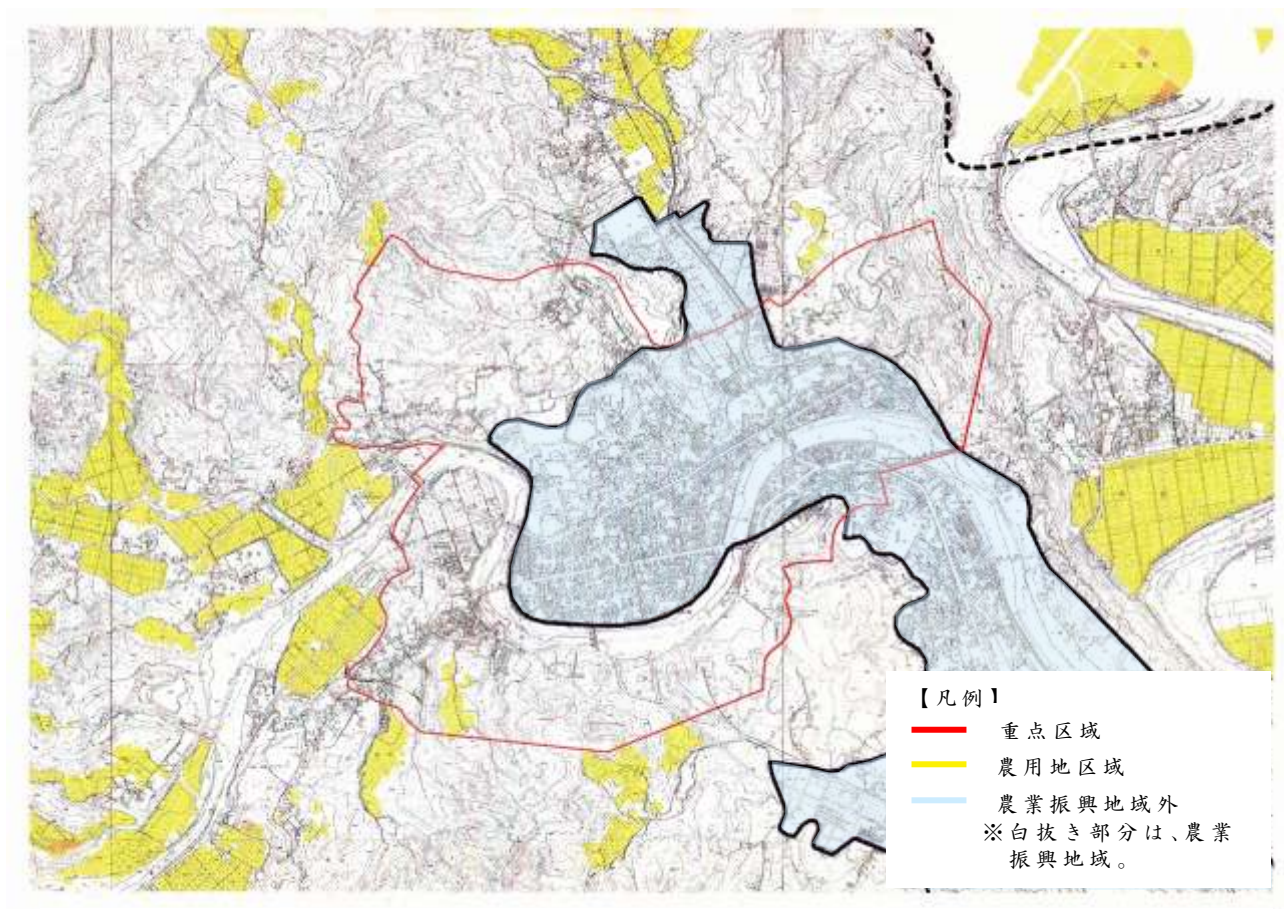


重点区域周辺の都市計画図

(5) 日南市農業振興地域整備計画

日南市では、農業と農業以外との土地利用の調整を図り、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備について必要な農業施策を計画的、集中的に実施することによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的として平成 24 年に日南市農業振興地域整備計画を策定している。

本計画（日南市歴史的風致維持向上計画）の重点区域のうち、約 230 ㉫が農業振興地域に指定されており、そのうち農用地区域が約 0.2 ㉫となっている。



農業振興地域の指定の状況（日南市歴史的風致地区）

（6）屋外広告物に関する規制

日南市内における屋外広告物の規制は、宮崎県屋外広告物条例に基づき宮崎県が禁止地域や規制地域を設け、都市計画用途区分などに応じた事務事業を実施している。しかしながら、重点区域内には、第一種低層住居専用地域や準住居地域など異なる用途区分が存在するため、屋外広告物等の制限が異なっており、良好な景観が阻害されることが懸念される。そのため、重点区域内の屋外広告物の設置については、宮崎県との連携を図るとともに、平成 25 年度に策定予定の飫肥地区景観計画（仮称）に基づき、歴史的風致の維持向上に努めなければならない。